

令和 7 年

第 4 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 4 月 25 日 午後 1 時 3 0 分から

場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子

2 番

3 番

5 番 山 口 秀 雄

6 番 鈴 木 洋 有

7 番 平 原 則 子

8 番 青 木 貞 治

9 番 守 屋 智

1 0 番 加 藤 敏 郎

1 1 番 渡 邊 康 弘

1 2 番 仲出川 治 幸

1 3 番 石 井 雅 浩

1 5 番 柳 田 進

1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 木 村 公 哉

書 記 久保田 徳 人 伴 野 航

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案及び要請について

議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第 5 号 非農地証明交付申請の承認について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による受理通知書について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は12名で、定足数に達しておりますので令和7年第4回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、7番平原則子委員と8番青木貞治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、議案書の1ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の1ページをご覧ください。

事務局 《議案第1号1番を朗読・説明》

書記 議案第1号1番につきましては、農地の一部を駐車場にするための転用許可申請でございます。

当該農地は、農地所有適格法人が所有する黒岩地区にある農業振興地域内の農用地で、アウトドア志向の方やキャンプ場の利用客などが楽しめる体験農園として整備する予定ですが、周辺に駐車場がないため、農地の一部を転用して駐車場にする計画です。

また、駐車場は必要最小限の農園管理者と利用者向けの13台分で、公道に沿って作りますが、道路側溝がないことや農園に隣接しているため碎石敷として雨水は地下浸透とします。

なお、4月17日に黒岩地区担当の守屋委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第1号につきましては現地確認をお願いした黒岩地区担当の守屋委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番委員（守屋） 9番の守屋です。議案第1号1番の農地について、4月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

周辺には駐車場がないため、農地の一部を転用して農園用の駐車場にすることは妥当だと考えられます。

なお、体験農園については造成中でしたが、斜面地なので隣接したミカン畑に影響がないよう土留めや雨水排水に配慮する必要があると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、駐車場への転用は妥当とのことです。

それでは、議案第1号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 工事期間が大丈夫なのか。7月1日までとなっているが、工事をかんりょうできるのか。

書記 5月中旬に県から許可が下りますので、許可日から7月1日まで約1ヵ月あるので問題なく工事が終了すると考えられます。

委員 次回は現地確認の際に、立面図を説明資料として提出していただけないか。今回のような斜面地だと平面図だけでは判り辛い。

書記 わかりました。事業者へは立面図を出すよう依頼しておきます。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第1号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案1号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 それでは、次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

なお、議案第2号1番については農業委員の加藤委員が当該農地の賃借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は

同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで加藤委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《加藤委員退室》

議長 では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、議案書の2ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の2ページをご覧ください。

事務局 《議案第2号1番を朗読・説明》

書記 議案第2号1番につきましては、農地法第5条の許可後の事業計画変更申請でございます。

当該農地は、大磯運動公園と通称マリア道と言われている公道との間にある遊休化した谷戸田の南端部分ですが、農地所有適格法人の合同会社ベリー農産が買い取り（一部賃借）、農地造成により果樹畑に変えて営農をする計画となっています。

令和6年12月22日に6筆、令和6年5月29日に2筆について県の許可を受けて農地造成を行いましたが、許可以外の埋立てを行ったため、県から勧告を受けて当初の計画どおりの状態に復元をするよう指導を受けていました。

令和7年3月に是正工事が完了したので、改めて当初の計画を変更して追加埋立てを行う申請書が提出されました。変更計画の内容は当初の計画に加えて、当該農地の北端の隣接農地との間のV字と西側の公道との間のV字を埋める計画となっています。これは斜面の落差が約4メートルあるため、転落事故防止と営農の効率化を理由としています。

なお、4月16日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 議案第2号につきましては現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第2号1番の農地について、4月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は当初の許可内容の状況に復元されていました。変更計画の内容は、当該農地の北端と西側の公道の法面のV字を埋めるもので、事故防止と営農の効率化のため必要だと考えられます。

なお、南端は隣接農地に土砂が流出しないよう対策していただき、今後は法令をしっ

かり遵守して、営農を開始して頂きたいと思います。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、変更計画は妥当であるが、法令をしっかりと守って営農をして欲しいとのことです。

それでは、議案第2号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第2号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案2号1番は原案のとおり決定いたしました。

なお、採決が終わりましたので、加藤委員には入室・着席していただきます。

《加藤委員入室・着席》

議長 次に議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案及び要請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案及び要請について」は、議案書4ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の3ページをご覧ください。

令和7年4月1日より、農地の賃借についての制度が変更され、公益社団法人神奈川県農業会議が中心となって契約を行うようになりました。これに伴って、従来、町が行っていた「農業経営基盤強化促進法」による利用権設定はなくなります。

当該農地は、西小磯の構造改善地域にある水田2筆で、貸し手と借り手は親子ですが、借り手は既に経営体として独立しているため法令の手続きを取ります。

なお、4月16日に西小磯地区担当の仲出川委員及び事務局で現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした西小磯地区担当の仲出川委員から説明をお願いいたします。

12番委員（仲出川） 12番仲出川です。議案第3号1番の農地について、4月16日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、稲作に向けて耕耘をかけられた状態で適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように農地は適正に管理されているとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第3号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第3号1番について、原案とおりに決定しました。

議長 次に議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第4号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案書5ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の4ページから7ページをご覧ください。

本議案は、平塚税務署からの確認依頼に基づき、相続税の納税猶予に係る免除を確定するためにすべての特例農地が適正に耕作されているか最終確認をするもので、いわゆる「納税猶予の明けの確認」と言われるものです。

最初に議案第4号1番について説明します。

事務局 《議案第4号1番を朗読》

書記 当該農地は、市街化区域にある果樹畑3筆です。市街化区域内の農地の相続税は高額になるため、農地面積が大きい場合は納税猶予制度を利用することが考えられます。

市街化区域の場合は20年間自作することで相続税が免除されますが、身体障害等のやむを得ない事情で営農困難になっても貸付をすることで猶予は継続されます。

また、適用農地面積の20%超を譲渡すると猶予が打ち切りとなり、相続税と猶予期間に対応した利子税を納めることになります。

なお、4月16日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から説明をお願いいたします。

5 番委員（山口） 5 番山口です。議案第 4 号 1 番の農地について、4 月 1 6 日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地が適正に管理されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたようにすべての農地が適正に管理されているとのことです。

これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 4 号 1 番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 4 号 1 番について、原案とおり決定しました。次に議案第 4 号 2 番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 4 号 2 番を朗読》

書記 当該農地は、露地畑 5 筆で、市街化区域が 1 筆、市街化調整区域が 3 筆、農業振興地域内の農用地が 1 筆となっています。

なお、4 月 1 6 日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を実施した結果、すべての農地が適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

1 3 番委員（石井） 1 3 番石井です。議案第 4 号 2 番の農地について、4 月 1 6 日に私と事務局で現地確認を行いました。

農地所有者は高齢の女性の方ですが、すべての農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第４号２番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第４号２番について、原案とおり決定しました。
次に議案第４号３番について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第４号３番を朗読》

書記 当該農地は、住宅に囲まれた市街化区域の露地畑１筆です。
なお、４月１６日に国府新宿地区担当の石井委員及び事務局で現地確認を実施した結果、農地が適正に耕作されていることを確認しております

議長 ありがとうございました。では、現地調査をお願いした国府新宿地区担当の石井委員から説明をお願いいたします。

１３番委員（石井） １３番石井です。議案第４号３番の農地について、４月１６日に私と事務局で現地確認を行いました。
農地は適正に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございました。ただいま報告がありましたように、確認事項を満たしているとのことです。これより、質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第４号３番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第４号３番について、原案とおり決定しました。
以上で議案第４号を終わります。
なお、本議案の決定事項は平塚税務署に報告します。

議長 次に議案第５号「非農地証明交付申請の承認について」を議題に供します。
では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第 5 号「非農地証明交付申請の承認」につきましては、議案書 6 ページの 1 件で
ございます。場所につきましては総会資料の 8 ページをご覧ください。

事務局

《議案第 5 号 1 番を朗読・説明》

書記 議案第 5 号 1 番の内容につきまして、非農地証明についての審議事項でございます。
非農地証明につきましては、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」
(平成 24 年 8 月 1 日施行)に基づき、農業振興地域内の農用地でないことなどの指針
で定めております要件をすべて満たすものに限り非農地証明を交付することが可能です。

当該農地は、市街化区域の畑 2 筆ですが、平成 6 年に家屋が建築された際に地目変更
がされず、現在に至っています。

また、30 年以上に渡り宅地となっていて農地性はなく、かつ、過去に違反転用の追
及を受けたことはありません。

なお、4 月 10 日に大磯地区担当の安池委員、添田推進委員と事務局で現地確認を実
施した結果、非農地証明のすべての要件を満たしていることを確認しています。

議長 ありがとうございます。では、現地調査をお願いした大磯地区担当の安池委員から
説明をお願いいたします。

1 番委員(安池) 1 番安池です。議案第 5 号 1 番の農地について、4 月 10 日に私と添田
推進委員と事務局で現地調査を行いました。

当該農地は、住宅と駐車場となっており、農地性がない状況であることを確認しまし
た。

また、市街化区域の住宅地ですので周辺に農地はありません。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたとおり、申請のあった農地は県
の指針に基づき非農地に該当するとのこと。これより、質疑に入ります。意見のあ
る方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第 5 号 1 番について非農地証明を交付することに賛成
の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 5 号 1 番について非農地証明を交付することに決定いたし

ました。

以上で、議案第5号を終わります。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願ひ」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号につきましては、議案書7ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の9ページと10ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、4月10日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行いました。すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。報告第1号1番の農地について、4月10日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑と柿、栗、ミカンなどの果樹畑と多岐に渡っていますが、すべての農地は適切に耕作されていることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第3条の3の規定による受理通知書」につきましては、議案書8ページの2件でございます。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も

含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書9ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の11ページと12ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第4回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時43分)